

# 特定非営利活動法人 札幌肢体不自由児者父母の会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人札幌肢体不自由児者父母の会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、札幌市に在住する肢体不自由児者父母と当事者が中心となり、会員の要望に対する活動と改善に真摯に取り組むとともに、地域、関係団体・機関との連携、交流を図り、療育及び特別支援教育の推進と、肢体不自由児者の社会生活の安定促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、前2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 自立支援・交流事業
- ② 相談支援事業
- ③ ヘルパー育成事業
- ④ 普及啓発事業
- ⑤ 研修事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体。
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し支援する個人又は団体。

#### (入会)

第7条 この法人に、正会員及び賛助会員、特別会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

- 2 会長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は返還しない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 この法人を退会しようとする会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 会長は、理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長以外の理事のうち、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会を招集すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、解任することがで

きる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

## 第 5 章 諮 問 機 関

(種別)

第 20 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第 21 条 顧問は、会務に関し、会長の諮問に答えるものとする。

## 第 6 章 総 会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
- 2 総会は、以下の事項について報告する。
- (1) 事業計画及び活動予算
  - (2) 事業報告及び活動決算
  - (3) 役員を選任又は解任
  - (4) 入会金及び会費の額

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第26条 総会は、第14条第5項第4号の規定により、監事が召集する場合を除き、会長が召集する

2 会長は、前条第2項の第1号及び第2号の規定による請求があったときは、当該請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面及び電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面及び電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事録は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を

付記すること。)の現在員数

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第35条 理事会は、第14条第5項第5号の規定により監事が召集する場合を除き、会長が召集する。

- 2 会長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、当該請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面及び電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第 43 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、監事の監査を受け理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）



- (5) 会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散のときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 事務局

（設置等）

- 第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことがある。
  - 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第11章 雑則

（公告）

第54条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。
  - 会長 渡辺あや子
  - 理事 佐京正義
  - 理事 山内まゆみ
  - 理事 千野章人
  - 理事 徳永瑞穂
  - 理事 齊藤恵子
  - 理事 柏野俊子
  - 監事 笹山喜市
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 0 円
    - 正会員会費 6,000 円 (1 年間分)
  - (2) 賛助会員入会金 0 円
    - 賛助会員会費 2,000 円 (1 口)
  - (3) 特別会員 10,000 円 (1 口)